

別紙 1

富山県高岡地区産業展示施設整備改修等調査検討業務委託 仕様書(案)

1 件名

富山県高岡地区産業展示施設整備改修等調査検討業務委託

2 目的

高岡テクドームについては、既存の本館に加えて、新たに別館を建設して多様なニーズに対応するため、令和2年度に「高岡テクドーム別館整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、これまで取組みを進めてきた。

しかし、昨今の資材価格高騰や労務費の上昇といった社会経済情勢の影響等により、別館の展示棟建築工事の入札(令和5年5月)において応札者が現れず、今後の方針については一旦立ち止まって検討をしている状況にある。

一方、既存の本館は、築32年以上が経過し、大規模修繕が必要な時期に来ている。

これらのことを踏まえ、本館と別館を一体的な施設として、費用を抑えつつ、基本計画に示す機能拡充等の実現を図るため、①本館ではどのような機能強化が可能なのか、②別館にどのような機能が必要なのか、③そのためにどのような整備が必要で、それにどの程度の費用や期間がかかるのかなどの調査が必要となった。

こうした背景のもと、本業務は、本館の現状分析や機能強化に向けた調査を実施するとともに、本館及び別館に整備する機能を検討し、整備に要する概算費用・スケジュール・その他整備に向けた諸課題の対応策等を整理することにより、本館改修と別館建設に係る整備方針の決定を支援することを目的に実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年8月30日まで

4 対象施設

(1) 高岡テクドーム(富山県産業創造センター)の本館(既存施設)については、以下のとおり。

所在地:富山県高岡市二塚322番5

構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建て

敷地面積:38,400 m²

延床面積:7,080 m²

竣工年度:平成3年

HPアドレス:<http://www.technodome.or.jp/>

(2) 新たに建設予定であった別館について、これまでの整備に関する取組みは、次の県ホームページを参照するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/1301/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/technodome.html>

5 業務内容

(1) 現況調査等

ア 本館について、既存図面等による机上調査及び現地調査を行い、①施設・設備のこれまでの点検や修繕等の状況、②老朽化による物理的劣化状況、③関係法令への適合状況や機能性(快適性・利便性等)の視点による社会的劣化状況、④施設管理者の意見・要望や問題点等について、対応が必要な内容を整理する。

イ 併せて、発注者が想定する催事や必要な機能等について、本館における実現性や改修箇所等を調査する。

《発注者が想定する催事の例》 ※基本計画も参照のこと

- ・全国的なコンベンション
- ・音楽イベント ※クラシックコンサートは想定していない
(電気音響系の音楽ライブの興行や、中高生・県警などのブラスバンド演奏を想定)
- ・屋内スポーツ(プロスポーツや一般県民による利用が想定されるもの)
- ・アーバンスポーツ(BMX、スケートボード等)、車椅子スポーツ
- ・eスポーツ(大規模大会)
- ・エンターテインメント性の高いもの、ファミリー向けのもの、県外からの誘客につながるもの
(各種の興行の誘致など)
- ・パブリックビューイング
- ・バーチャル技術と連携した産業展示
- ・若者等が日常的に集まれるスペース(勉強室、図書室)などの日常利用 等

《発注者が想定する必要な機能の例》

- ・可動式客席(大規模会議等への対応)
- ・会議室、商談室、パントリー(ケータリングや食のイベントへの対応)
- ・間仕切り(規模に応じた分割利用)
- ・大画面高精細映像装置等の多様な催事に対応可能な映像・音響・照明装置
- ・音響性能、遮音性能
- ・控室(楽屋、更衣室)
- ・スポーツ専用フロア材
- ・収納倉庫
- ・5G等の大容量通信環境
- ・省エネ性かつ利便性の高い冷暖房設備や空調、照明、床機能等
- ・女性トイレ増設、ユニバーサルトイレ、授乳室 等

(2) 整備内容の検討案の作成

ア 本館について、調査状況を踏まえて、対応する催事や機能等を整理し、改修内容の検討案を作成する。

イ 本館で対応できない催事や不足する機能等を踏まえて、別館において対応する機能を整理

し、その整備方針について検討案を作成する。

なお、検討案の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- ①機能の実現の可否だけではなく、必要に応じて関係先にヒアリングを行うなど、興行の誘致の見込み等も考慮したうえで、施設全体として望ましい整備内容を提案すること。
- ②発注者と協議し、事前に方向性の了承を得たうえで検討案を決定することとし、必要に応じて複数の案（最大で3パターン程度）を作成するものとする。また、検討の進捗に応じて発注者へ随時、情報提供及び助言を行い、案の追加又は修正等が望ましい場合は適宜見直しを協議すること。

(3) 検討案の調査・報告

本館と別館の検討案について、客観的な調査や検証を行い、主に次の項目を内容とする調査報告書に取りまとめる。

①現況調査等の結果((1)の業務の成果)

②検討案の作成に際しての考え方((2)の業務の成果)

③検討案の調査・検証結果

ア 整備の概算費用

(本館の改修と別館の建設のそれぞれについて、設計委託費、監理委託費及び概算工事費等の内訳を示したうえで、整備にかかる全体的な経費を見込んだものとする。)

なお、機能の取捨選択の判断根拠とするため、各機能に要する概算費用を示すこととする。

イ 整備の工程スケジュール

(発注・設計・工事を含めた、供用開始までの想定スケジュールとする。)

ウ 工事中の既存施設の運用継続性・快適性

(本館について、改修のために閉館が必要な時期やその他の制約等を示すこととする。)

エ 整備に向けた最適な事業手法案

(例えば、設計施工一括方式(DB方式)などの発注方式等について示すものとする。)

オ その他、諸課題・対応策等

(例えば、想定される催事や整備内容に対する諸課題・対応策等のほか、今回の調査結果や今後の整備・運営に関連する事項があれば示すこととする。)

6 打合せ・記録

月2回程度のオンライン打合を基本とし、管理技術者又は主任技術者が出席するものとする。打合せ後は速やかに要点を示した会議録を作成し、発注者に電子メールにより提出するものとする。

また、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、適宜打合を追加するものとする。

7 成果物

以下の成果物について、紙ベース3部及び電子データ(DVD-R)3部を提出するものとする。

- ・中間報告書（必要に応じて、別途受注者と県が協議のうえ提出）
- ・調査報告書

※1) 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定すること。

※2) 電子データは原則として発注者が編集可能な形式(Word、Excel等)とそのPDF版とする。

※3) 上記のほか、各年度において、業務実績を示す業務報告書を提出するものとする。

8 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者に無償で譲渡するものとする。

著作権法 第27条…(翻訳権、翻案権等)

第28条…(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)

(2) 発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

著作権法 第20条…(同一性保持権)

(3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 受託者は、発注者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

著作権法 第18条…(公表権)

第19条…(氏名表示権)

9 資料の貸与・返却

発注者が保有する行政資料等について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するものとする。受託者は、発注者の指示に従い、借用書を提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返却しなければならない。

なお、貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し又は複製してはならない。

10 情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。

また、個人情報の取り扱いについても、別記「個人情報取扱特記事項」及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

11 補則

(1) 受託者は、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、対外的な説明等のために発注者から調査検討状況の資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

- (2) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び、倫理性の保持を徹底すること。
- (3) 受託者は、本事業に関連する設計施工者等から、常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。